

# 小規模企業者に対する無利子貸付制度

「企業立地計画」または「事業高度化計画」の承認を受けた小規模企業者の方が、同計画に従って**設備導入**を行う場合、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、千葉県の貸与機関である(公財)千葉県産業振興センターから、**無利子貸付**を受けることができます。

※貸付機関における審査あり。

## 【貸付対象】

県内に事業所を有し、常時使用する従業員の数が20人以下の小規模企業者であって、企業立地促進法に基づく「基本計画」で定められた集積区域において、**知事の承認を受けた「企業立地計画」又は「事業高度化計画」**に従って、企業立地又は事業高度化への取組みを行う方及び行おうとする方  
※「企業立地計画」又は「事業高度化計画」の承認を受けるためには、事業の内容が当該地域の基本計画で定める**指定集積業種**に該当する必要があります。

## 【貸付条件】

### 【貸付限度額】

設備導入資金の2/3以内を上限として、66万円から6,000万円

### 【貸付期間】

一律7年

### 【利子】

無利子

### 【償還方法】

貸付資金を期間内の月数で均等割りし、約束手形により月賦償還  
(1年間の据置期間あり)

### 【保証人等】

連帯保証人2名(うち1名は代表取締役)

### 【貸付機関】

公益財団法人 千葉県産業振興センター

※詳細については、貸付機関へお問い合わせ下さい。

公益財団法人 千葉県産業振興センター 設備支援室

電話：043-299-2902

## 【手続きの流れ】

- ①貸付機関(公益財団法人 千葉県産業振興センター 設備支援室)へ問い合わせ、相談
- ②企業立地計画承認申請書又は事業高度化計画承認申請書を県へ提出(当該計画の着手の15日前までに)
- ③知事の承認
- ④貸付機関へ申込

## その他の支援措置

### ○中小企業信用保険法の特例

地域産業集積関連保証に係る付保限度額、てん補率及び保険料に関する特例措置が受けられます。  
※詳細は、千葉県信用保証協会(TEL:043-221-8185)へお問い合わせ下さい。

### ○食品流通構造改善促進法の特例

食品の製造、加工又は販売を行う事業者が、必要な資金を借り入れる場合、(財)食品流通構造改善促進機構の債務保証が受けられます。  
※詳細は、(財)食品流通構造改善促進機構(TEL:03-3845-3660)へお問い合わせ下さい。